（３）市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

資料１

**１．策定要領**

（１）基本的考え方

**①　市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組**

　こども家庭センターを中心とした市町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。

**②　市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組**

　家庭支援事業を含む地域子ども・子育て支援事業の整備等に向けた都道府県の支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。

**③　児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組**

　児童家庭支援センターの機能強化の計画及び設置に向けた取組（設置時期・設置する地域）を策定すること。

（２）計画策定にあたっての主な留意事項

**① 市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組**

　・計画には、こども家庭センターの設置、支援体制の充実などに向けた都道府県の支援・取組（設置促進策、活用促進策、人材育成支援策）を記載すること。

・とりわけ、人員体制の確保等に課題を抱える傾向にある小規模市町村においても、こども家庭センターの理念・機能等が理解され、設置が促進されるよう、当該小規模市町村向けの支援策を記載すること。

**②　市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組**

・管内市町村における家庭支援事業をはじめとした支援メニューについて、必要な事業量の見込みや確保状況とともに、その充実や地域家庭における利用促進等に向けた取組状況を把握した上で、管内における児童福祉施設等の社会資源の状況に関する情報提供等、都道府県としての必要な支援を検討すること。なお、その際、広域的見地からの人材育成、管内市町村の事業整備方針の調整、協議の場の設定の必要性等の観点も踏まえて検討すること。

**③　児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組**

・児童相談所の管内人口規模に応じた配置や、都道府県域が広域にわたるなど児童相談所が身近にない地域への設置を検討すること。

（３）必要的記載事項抜粋

**① 市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組**

　**※資源の必要量等（下線部は年度ごとの定量的な整備目標も要領に明記）**

　・こども家庭センターの設置数

　・こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施回数、受講者数

　・都道府県と市町村の人材交流の実施体制の整備

　・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

**②　市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組**

　**※資源の必要量等**

・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

・市町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

**③　児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組**

**※資源の必要量等**

・児童家庭支援センターの設置数

・児童相談所からの在宅指導措置委託件数

・市町村等から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

**２．府の現状と整備・取組方針**

（府の主な取組）

1. **市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組**

☞　要保護児童対策調整機関調整担当者や市町村児童福祉主管課において指導者としての役割を担う職員等を対象にした研修を実施。

☞　市町村職員の専門性や組織対応力を向上させるため、支援のポイントを解説した研修動画を配信。

☞　受傷の状況を判断するための基本的な医学的知識を習得することを目的とした研修を実施。

☞　政令市も含めた市町村職員及び児童相談所職員と警察の連携強化を目的とした合同研修を実施。

☞　市町村職員がアセスメントや一時保護など多岐にわたる虐待対応のノウハウを体験的に学ぶとともにスキルアップを図れるよう、子ども家庭センターにおいて市町村職員の受け入れ研修を実施。

☞　こども家庭センターの設置促進に向けた取組として、未設置の自治体等に対して、設置済み市町村の好事例等を会議等において情報提供。また、今年度から実施する統括支援員向け実務研修においては、こども家庭センターを設置予定や設置検討中の市町村職員も受講対象に加えて、研修を実施する予定。

　市町村子ども家庭総合支援拠点：３９市町村が設置

☞　平成17年度に、「大阪府市町村児童家庭相談援助指針」を作成し、市町村児童家庭相談担当者向けに、児童家庭相談対応や要保護児童対策地域協議会の運営等に必要な事項について示しており、児童福祉法改正等に応じて改訂している。

☞　平成30年度より、市町村との連携及び市町村のバックアップ機能の強化のために、各子どもセンターに市町村支援担当者（市町村支援コーディネーター）を配置。

1. **市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組**

☞　子ども子育て支援交付金によって事業を実施する市町村を補助。

1. **児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組**

☞　府南部を所管するセンター（貝塚子ども家庭センター）の管轄する地域が広大である実情も踏まえて、当該地域に1か所、児童家庭支援センターを設置。

（整備方針・取組方針（案））

**① 市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組**

＜市町村におけるこども家庭センター設置自治体数＞

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 現状 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 |
| 設置済自治体数 | 31(設置予定5自治体含む) | 35 | ‐ | 43 | 43 | 43 |
| 設置済自治体数の割合 | 72.1% | 81.4% | ‐ | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

☞　こども家庭センターを設置済みの市町村における取組や好事例等を、ヒアリングで把握し、市町村児童福祉主管課や母子保健主管課を対象にした会議で、未設置の自治体に対して、好事例を情報提供するなど、設置促進に取り組む。また、小規模型のこども家庭センターを設置している市町村を中心に、人材・体制確保に向けた取組を積極的にヒアリングし、小規模市町村においても設置が促進されるように横展開を図る。

＜こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修の実施状況(令和５年度実績)＞

****

☞　こども家庭センターの統括支援員向けの実務研修も含め、引き続き、市町村の児童虐待対応及び児童家庭相談機能の強化のための研修を実施。

＜都道府県と市町村の人材交流の実施体制の整備＞

☞　児童相談所職員や市町村職員と、警察等との合同研修を引き続き実施するとともに、子ども家庭センターにおいて市町村の母子保健担当者や心理職も含めた職員の受け入れ研修を引き続き実施。

＜こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備＞

☞　こども家庭センター設置済み市町村における好事例や取組等をヒアリング等で把握し、他の市町村への横展開を図る。

☞　こども家庭センターの統括支援員向けの実務研修において、サポートプラン策定に資する研修内容を検討する。

1. **市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組**

☞　家庭支援事業を含む子ども・子育て支援事業については、各市町村に依頼し、量の見込み及び確保方策を令和６年８月末目途で集計中。（府子ども計画（仮称）の中で取りまとめ予定）

☞　今後、市町村ヒアリング等を通じて、家庭支援事業について実施状況や課題の把握を行い、必要に応じて、社会資源（児童養護施設等）の活用状況や事例紹介等、情報提供を検討

☞　R6年７月現在、子育て短期支援事業を受託している里親・FHは現状なし。引き続き市町村の実施希望に応じ、随時調整。

1. **児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組**

☞　今後、子ども家庭センター所管面積や交通利便性を踏まえ、地域に密着した専門性の高い相談対応等の課題がある場合に、当該地域への設置を検討。

☞　在宅指導委託件数は、これまで５件程度で推移。引き続き同等規模を想定。

（参考）令和５年度：6件、令和４年度：６件、令和３年度：５件

*※在宅指導措置とは：施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を児童相談所から受託して指導を行う。上記の児童家庭支援センターでは、令和５年度で１件あたり平均4.5カ月間、家庭訪問等により継続的に支援を行っている。*

**３．進捗の自己点検及び評価の方法**

・評価指標の補足

（評価のための指標例）

資源の必要量項目と同様。

（関係機関等）

・乳児院、児童養護施設等

・子ども家庭センター

・各市町村